

平成 28 年 11 月 29 日

「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についての意見

東久留米市立図書館協議会

東久留米市立図書館協議会は、図書館法第 4 条の規定に基づき東久留米市立図書館協議会設置条例で設置され、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関です。

平成 28 年度第 2 回及び第 3 回図書館協議会において、「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」（平成 28 年 3 月）及び東久留米市教育委員会が提案された「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」（平成 28 年 11 月）について、協議を行いました。図書館や文化・教育についての専門家として、また利用者や市民としての立場で意見をまとめましたので、教育委員会での図書館運営方針の決定に反映させていただきたく、提出します。

記

1. 現行の図書館運営を適切と考えます

図書館協議会では、平成 25 年度に地区館に指定管理者が導入されて以来、毎年、図書館事業の評価を行なってきました。地区館への指定管理者導入にあたり、当時の図書館協議会は懸念を表明しましたが、利用者満足度評価をみると、地区館の運営は市民の支持を得ていると考えられ、図書館協議会の各年度の事業評価では、サービスの向上が図られたと評価しています。同時に、市が直営で運営する中央図書館では、専門的なサービスや選書、地域資料の収集や事業などにおいて向上が図られており、館長をはじめ、市職員の新しい図書館事業の方向性を示す指導力を評価しています。

本年度第 2 回図書館協議会での議論では、教育長が中央図書館を含む全館に指定管理者の導入を目指したい、という個人見解を述べられたことに対し、地区館の成果は中央図書館のコントロールがあるからこそであり、中央図書館と地区館がそれぞれの役割の違いを認識し、責務を果たす中で、選書や図書館事業全体を市が責任ある体制で統括することができる現状の体制を維持すべきという意見が大勢を占めました。

現行の中央図書館を直営で運営し、指定管理者が運営する地区館も含め全館を統括する運営体制は適切なものであり、継続を望みます。

2. 「今後目指すべき図書館像」が確実に実現されることを望みます

第3回図書館協議会では、教育委員会から示された今後の図書館運営方針案について協議しました。図書館は、市の文化活動の維持・向上において非常に重要な役割を果たしており、市民の人生のサイクルの中で、いつでも利用できる図書館があり、市民のためにあり続けることも重要です。

運営方針で示された「今後目指すべき図書館像」は、その実現の方向を示すものとなっており、確実な実現を望みます。

市民にとって、学校教育と社会教育はいずれも重要です。市民の知的レベルを決定する要素が図書館の蔵書や図書館活動にはあります。教育委員会は、学校教育と同様に社会教育にも責任ある立場をとっていただきたいと思います。

3. 図書館の選書は市民の文化の根幹であり、公明正大さを求めます

図書館の運営で重視しなければならないのは「選書」です。言論出版の自由、思想良心の自由、芸術文化の自由が日本の文化を支えています。図書館における選書は、その文化の根幹に関わることです。そのため、図書館の蔵書を決める選書には公明正大さが求められます。

また、選書のスキルは短い期間で習得できるものではありません。選書の公共性が継続できる、また市民の要望を受け止め、実際の選書やサービスを行いながら市として収集方針を決定し、維持していく体制が必要です。

4. 図書館長や図書館運営の要となる市職員の育成、配置を求めます

図書館の運営方針や収集方針など、図書館運営の要について、現場を分かった責任者が、市に対しても市民に対しても責任を持つことが非常に重要です。外部人材の調達ではなく、市職員が責任を持って図書館行政と図書館事業を統括すること、そのための人材育成と配置を継続することを求めます。

5. 財政効果の少ない運営方法の変更には利点がないと考えます

今後の図書館の運営方針案では、財政健全化がうたわれていますが、指定管理者導入という運営方法の変更による経費削減効果は見受けられません。むしろ、増加の懸念さえあります。また、民間事業者の競争によるサービスの向上や経費の節減も、請負事業者の寡占化の現状ではその効果は望めないと考えます。

学習、心地よい居場所、仕事や就職のための勉強など、さまざまな図書館利用があり

ますが、図書館には文化の拠点という重要な役割があり、財政上の理由でスリム化するために運営方法を変えることは、教育委員会が取るべき道ではないのではないのでしょうか。

6. 中央図書館のさらなる発展を望みます

図書館協議会では、毎年度の事業評価を通して、中央図書館と地区館の役割の違いを認識した上で、双方が事業・運営を行い、活発な図書館活動を展開しており、統括する中央図書館が非常によく機能していると考えます。

さらに、中央図書館には、行政情報の提供や歴史的公文書保存の役割、地域資料の保存、情報リテラシー向上のための活動など、市でなければならない仕事、施策として充実してほしい事業があり、さらなる向上を望みます。

7. 市民がつくった図書館を大事に発展させることを望みます

東久留米市立図書館は、団地の自治会文庫など市民の活動が発展してつくられた図書館です。図書館協議会の前身である東久留米市図書選定委員会、東久留米市図書館運営委員会は、行政と共に見学や勉強を重ね、中央図書館建設のために活動しました。小さな分館の時代から一貫して市民やボランティアと共につくる図書館として成長してきた歴史をもっています。

東久留米市民はつくりあげる力を持っており、子どもたちにも出来上がったものを与えられるのではなく、つくりあげる力を持ってほしいと願います。

8. 教育委員会の方針決定にあたっては、市民の意見や専門家の意見を聞き、市民にひらかれた検討過程を経て決定されることを望みます

教育委員会は、東久留米市の学校教育、生涯学習、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開する教育行政の合議制の執行機関です。教育委員会制度の意義として、①政治的中立性の確保、②継続性、安定性の確保、③地域住民の意向の反映があります。広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するために、市民の意見を聞き、十分に検討して判断していただきたいと思います。